

エネルギー小売事業者の省エネガイドライン

平成 31 年 4 月 制定

令和 4 年 3 月 一部改訂

令和 5 年 6 月 一部改訂

令和 6 年 3 月 一部改訂

令和 7 年 月 一部改訂

エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会

はじめに

全面自由化が行われたエネルギー小売市場においては、多様な製品・サービスが登場し、需要家のエネルギーの使い方は大きく変化していると考えられることから、自由化環境下においても需要家が適切に省エネを推進できる環境整備が必要であり、エネルギー供給事業者（特に需要家と直接的に接点を有するエネルギー小売事業者）が果たす役割は大きくなっています。

この役割の大きさに鑑み、**2016～2017 年度**には、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の現行制度に関する必要な対応について、とりわけ需要家と直接的に接点を有するエネルギー小売事業者の取組の規範となるガイドラインの整備を中心として検討を行うことを目的に、エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会を開催し、**2019 年 4 月**にエネルギー小売事業者の省エネガイドラインを公表しました。

また、**2020 年度**以降の議論を踏まえて「一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者が講ずべき措置に関する指針（平成 18 年経済産業省告示第 235 号。以下「指針」という。）」の改正が行われました。さらに、**2020 年度**の検討を踏まえ、**2021 年度**に試行的に「省エネコミュニケーション・ランキング制度（以下「ランキング制度」という。）」を導入し、**2022 年度**からは制度の本格運用を開始しました。

また、**2050 年**カーボンニュートラルの実現に向けては、徹底した省エネを進めるとともに、非化石エネルギーの導入拡大に向けた対策を強化していくことが必要です。これらを踏まえ、**2021 年 10 月**に策定された第 6 次エネルギー基本計画においては、**2030 年度**に **6,200 万 kl**（原油換算）の省エネルギーを達成するとして目標が上積みされました。

2030 年度の省エネ見通し **6,200 万 kl** のうち、家庭部門の省エネは **1,200 万 kl** を占め、エネルギー小売事業者による一般消費者への省エネ情報提供によって **56 万 kl** の省エネを達成するとしており、家庭部門における省エネは **2030 年度**目標の達成を左右する重要な要素となっています。

さらに、**2022 年 5 月**には「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を改正し、法律名を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（以下「省エネ法」という。）」に改めました。また、この改正により、エネルギーの定義が改正されるとともに、「非化石エネルギーへの転換」及び「電気の需要の最適化」が措置されました。

この省エネ法の改正等を踏まえ、指針の見直しやランキング制度の評価項目の改訂等を行ったことから、本ガイドラインを改訂しています。

目次

1. エネルギー供給事業者による消費者の省エネに資する情報提供	1
1.1. 背景.....	1
1.2. 実施事項	3
1.3. 留意事項	12
2. エネルギー小売事業者による省エネ製品・サービス	13
2.1. 背景.....	13
2.2. 実施事項	13
2.3. 留意事項	13
3. 電気の需要の最適化の取組に資する措置	16
3.1. 背景.....	16
3.2. 実施事項	17
4. 省エネコミュニケーション・ランキング制度	18
4.1. 背景・目的.....	18
4.2. 制度の運営方法	18
4.3. 評価方法	19
4.4. 評価基準（採点方法）	21
4.5. 報告様式	26
4.6. 評価結果の事業者への通知	26
4.7. 評価結果の公表	26
5. 様式.....	30
5.1. 特定事業者又は特定連鎖化事業者が使用する報告様式	30
5.2. 非特定事業者又は非特定連鎖化事業者による自主報告に使用する様式.....	30

1. エネルギー供給事業者による消費者の省エネに資する情報提供

1.1. 背景

省エネ法では、エネルギー供給事業者に対して、一般消費者の省エネに資する情報提供に関する努力義務を規定し、その具体的内容は指針において以下のとおり、規定されている。

なお、2020 年度から開催された「エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会（以下「検討会」という。）」の議論を踏まえ、2022 年 3 月に指針が改正・公布され、第2項及び第3項が規定された（2022 年 4 月 1 日から施行）。さらに、2022 年度に開催された検討会における議論を踏まえ、2023 年 6 月に指針が改正・公布され、第1項(5)の改正や第4項及び第5項の追加が行われた（2023 年 6 月 23 日から施行）。

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律

第8章 雑則

（一般消費者への情報の提供）

第百六十五条 一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者、エネルギー消費機器等及び熱損失防止建築材料の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換につき協力を行うことができる事業者は、消費者のエネルギーの使用状況に関する通知、エネルギー消費性能等の表示、熱損失防止建築材料の熱の損失の防止のための性能の表示その他一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に資する情報を提供するように努めなければならない。

2 建築物の販売又は賃貸の事業を行う者、電気を消費する機械器具の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行う電気の需要の最適化に資する措置につき協力を行うことができる事業者は、建築物に設ける電気を消費する機械器具に係る電気の需要の最適化に資する電気の利用のために建築物に必要とされる性能の表示、電気を消費する機械器具（電気の需要の最適化に資するための機能を付加することが技術的及び経済的に可能なものに限る。）の電気の需要の最適化に係る機能の表示その他一般消費者が行う電気の需要の最適化に資する措置の実施に資する情報を提供するように努めなければならない。

一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者が講ずべき措置に関する指針

1 一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者（以下「エネルギー供給事業者」という。）は、可能な範囲内で、次に掲げる一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報を提供するように努めなければならない。

- (1)一般消費者の毎月のエネルギーの使用量の前年同月値に関する情報の提供
 - (2)一般消費者の過去一年間の月別のエネルギーの使用量及び使用料金に関する情報の提供
 - (3)エネルギー消費機器の使用方法的工夫によるエネルギーの使用量の削減量及び使用料金の削減額の目安等の提供
 - (4)エネルギーの使用の合理化に資する機械器具につき、エネルギー消費性能、当該機械器具の普及促進のための助成制度等に関する情報の提供
 - (5)前各号及び2に掲げるもののほか、契約又は住居形態別のエネルギー使用量の目安及びエネルギーの使用の合理化に関して一般消費者の行動変容を促す情報等、エネルギー供給事業者の創意により実施する一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報の提供
- 2 エネルギー供給事業者は、可能な範囲内で、他の家庭とのエネルギー使用量の比較等に関する情報を提供するよう努めるものとする。
 - 3 エネルギー供給事業者は、可能な範囲内で、1及び2に掲げる情報を集約した上で一般消費者へ提供するよう努めるものとする。
 - 4 エネルギー供給事業者は、可能な範囲内で、非化石エネルギーへの転換に資する情報を一般消費者へ提供するよう努めるものとする。
 - 5 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者(以下「小売電気事業者」という。)は、可能な範囲内で、その供給する電気を使用する者の一定の時間ごとの電気の使用量の推移及び電気の需要の最適化に関して一般消費者の行動変容を促す情報等、一般消費者が行う電気の需要の最適化に資する情報を提供するよう努めるものとする。
 - 6 エネルギー供給事業者のうち、次のいずれかに該当するものは、一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報の提供の実施状況について、毎年、公表するように努めなければならない。
 - (1)小売電気事業者であって、電気事業法第二条の十三第一項に規定する小売供給契約の件数が三十万件を超えるもの。
 - (2)ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第三項に規定するガス小売事業者であって、ガスの小売供給契約の件数が三十万件を超えるもの。
 - (3)液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四百十九号)第六条に規定する液化石油ガス販売事業者であって、液化石油ガスの販売契約の件数が三十万件を超えるもの。

1.2. 実施事項

前項を踏まえ、エネルギー供給事業者には以下に示す事項の実施に努めることが求められている。指針が定める努力義務の対象範囲の概要は下図の通りとなっており、以下の説明と合わせて参照し、取組の実施を検討することが望ましい。

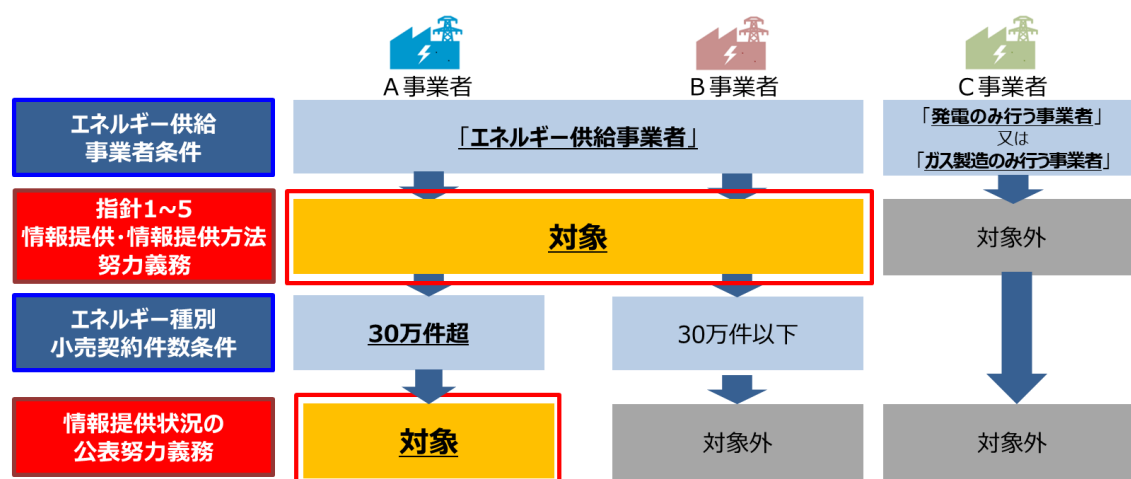


図 1 指針が定める努力義務の対象範囲の概要

1.2.1. 一般消費者に対する情報提供

指針の第1項は、全てのエネルギー供給事業者に可能な範囲内で一般消費者に対して項目(1)～(5)の情報を提供しよう努めなければならないと規定し、第2項は可能な範囲内で、他の家庭とのエネルギー使用量の比較等に関する情報を提供しよう努めるものとする、と定めている。これらの情報を提供する際には、第3項に規定されているとおり、エネルギー供給事業者は、可能な範囲内で第1項及び第2項に掲げる情報を集約した上で一般消費者へ提供しよう努めるものとする、とされている。また、第4項はエネルギー供給事業者は可能な範囲内で、非化石エネルギーへの転換に資する情報を一般消費者へ提供しよう努めるものとし、第5項は一般消費者が行う電気の需要の最適化に資する情報を提供しよう努めるものとする、と規定している。

なお、図1のC事業者のように、「発電のみ行う事業者」又は「ガス製造のみ行う事業者」は努力義務の対象範囲外となる。

<エネルギー供給事業者が提供に努める情報>

第1項

一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者（以下「エネルギー供給事業者」という。）は、可能な範囲内で、次に掲げる一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報を提供しよう努めなければならない。

- (1)一般消費者の毎月のエネルギーの使用量の前年同月値に関する情報の提供
- (2)一般消費者の過去一年間の月別のエネルギーの使用量及び使用料金に関する情報の提供
- (3)エネルギー消費機器の使用方法的工夫によるエネルギーの使用量の削減量及び使用料金の削減額の目安等の提供
- (4)エネルギーの使用の合理化に資する機械器具につき、エネルギー消費性能、当該機械器具の普及促進のための助成制度等に関する情報の提供
- (5)前各号及び2に掲げるもののほか、契約又は住居形態別のエネルギー使用量の目安及びエネルギーの使用の合理化に関して一般消費者の行動変容を促す情報等、エネルギー供給事業者の創意により実施する一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報の提供

第2項

エネルギー供給事業者は、可能な範囲内で、他の家庭とのエネルギー使用量の比較等に関する情報を提供するように努めるものとする。

第3項

エネルギー供給事業者は、可能な範囲内で、1及び2に掲げる情報を集約した上で一般消費者へ提供するように努めるものとする。

第4項

エネルギー供給事業者は、可能な範囲内で、非化石エネルギーへの転換に資する情報を一般消費者へ提供するように努めるものとする。

第5項

電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者(以下「小売電気事業者」という。)は、可能な範囲内で、その供給する電気を使用する者の一定の時間ごとの電気の使用量の推移及び電気の需要の最適化に関して一般消費者の行動変容を促す情報等、一般消費者が行う電気の需要の最適化に資する情報を提供するように努めるものとする。

第6項

エネルギー供給事業者のうち、次のいずれかに該当するものは、一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報の提供の実施状況について、毎年、公表するように努めなければならない。

- (1)小売電気事業者であって、電気事業法第二条の十三第一項に規定する小売供給契約に係る件数が三十万件を超えるもの。
- (2)ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第三項に規定するガス小売事業者であって、同法第十四条第一項に規定する小売供給契約に係る件数が三十万件を超えるもの。
- (3) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第一百四十九号)第六条に規定する液化石油ガス販売事業者であって、液化石油ガスの販売契約に係る件数が三十万件を超えるもの。

既に上記の項目に係る情報提供を行っている事業者は、今後も継続的に取り組むとともに、一般消費者による一層の省エネの促進に向けて、情報提供の内容について工夫を加えていくことが望ましい。また、これまでに情報提供を行っていない事業者は、取組を検討・実施することが求められる。なお、第1項(3)～(5)、第2項～第5項については「エネルギー小売事業者の省エネガイドライン」に記載の既存事例、また本ガイドラインの別紙として作成している「(別紙1)ベストプラクティス集」を参照することが望ましい。

また、指針の第2項及び第3項については、2020年度及び2021年度の検討会における議論を踏まえて追加されたものであることから、以下の「①一般消費者に対する類似世帯との比較情報の提供」、「②一般消費者に対する情報提供の集約化」において詳細情報を記載する。

① 一般消費者に対する類似世帯との比較情報の提供

指針の第2項は、全てのエネルギー供給事業者に、可能な範囲内で一般消費者に対して、他の家庭とのエネルギー使用量の比較等に関する情報(以下「類似世帯との比較情報」という。)について、提供するように努めることを規定している。

当該情報の提供に当たっては、以下の事項に留意することが望ましい。

- 比較対象を的確に定義すること。特に、「他の家庭」を定義する上では、一般消費者の居住地・世帯人数等の情報を取得し、属性が近い家庭を比較した結果を一般消費者に提供すること。
- エネルギー使用量が比較的小さい世帯は、類似世帯よりエネルギー消費量が小さいという情報を提供することで、エネルギー使用量の増加を招く可能性があることから、工夫して情報を提供するように留意すること。
- 消費者への訴求効果を増加させるため、可能な範囲で、省エネ取組を実施しないことによって損失が発生していることを情報提供すること。(例:周辺世帯より〇〇%多く電気を消費しています。省エネをしなかったことにより●●円追加的な出費です。)

なお、以下では類似世帯との比較情報の提供に関するモデルケースを提示する。

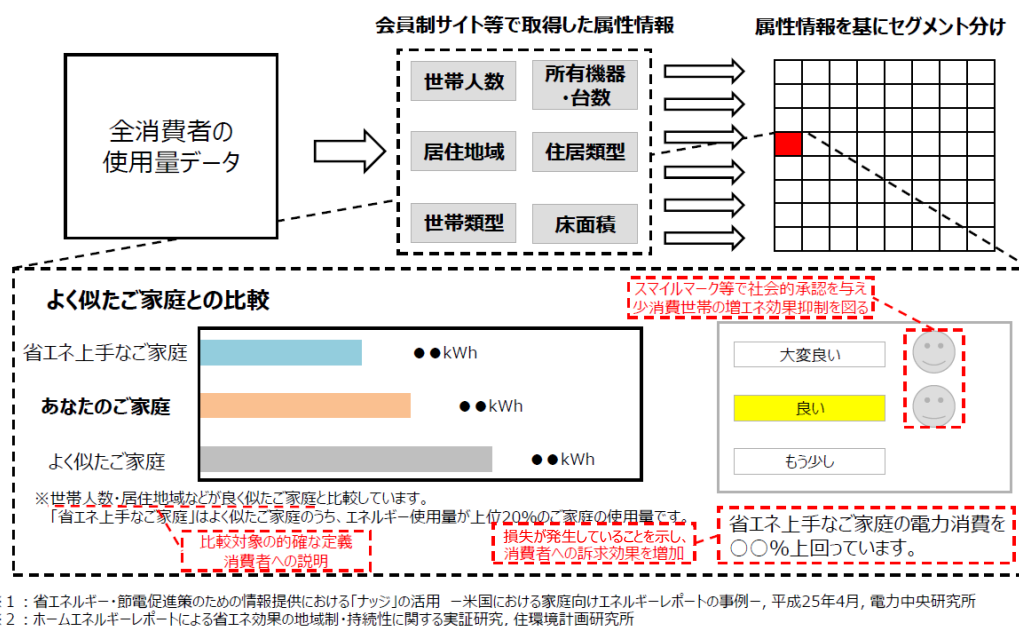


図 2 類似世帯との比較情報の提供に関するモデルケース

(出典：2021 年度エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会 第1回検討会資料)

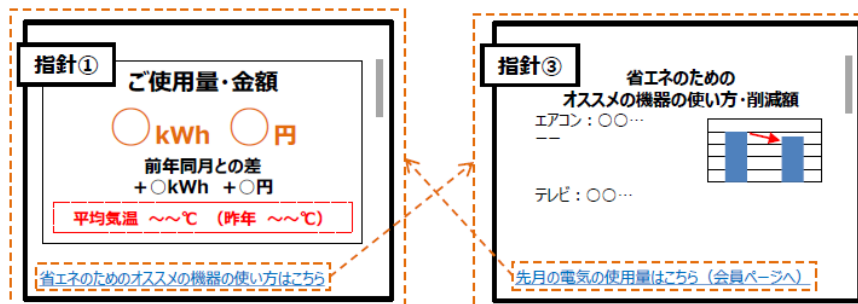
② 一般消費者に対する情報提供の集約化

指針の第3項は、全てのエネルギー供給事業者に、可能な範囲内で第1項及び第2項に掲げる情報を同時に閲覧できるよう集約した上で一般消費者へ提供するよう努めることを規定している。当該指針における「集約」は、情報提供に用いられている媒体に応じて下記のとおり定義する。

- Web ページ・スマートフォンアプリ等の電子媒体で情報提供している場合：ある画面から特定の画面に直接遷移が可能な状態
- 紙面（検針票・請求書等）で情報提供している場合：全ての情報が同封されている状態（URL等の記載でも可とする）

以下にて情報提供の集約化のイメージを提示する。

■ Webページ・スマートフォンアプリでの集約のイメージ



■ 紙での集約のイメージ

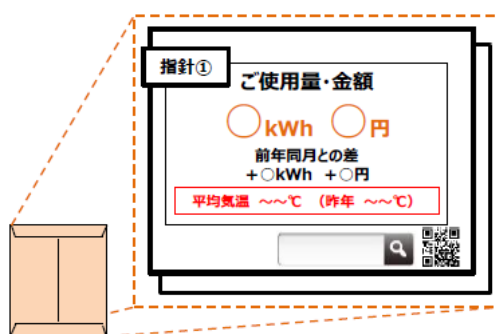


図 3 情報提供の集約化のイメージ

(出典：2021 年度エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会 第1回検討会資料)

加えて、指針の第4項及び第5項は、2022 年度の検討会における議論を踏まえて新たに追加されたものであることから、以下に詳細情報を記載する。

③ 一般消費者に対する非化石エネルギーへの転換に資する情報の提供

指針の第4項は、エネルギー供給事業者に、可能な範囲内で、非化石エネルギーへの転換に資する情報を一般消費者へ提供するように努めることを規定している。

当該情報は、例えば、以下の情報が該当する。

追加項目1関連:再生可能エネルギーや非化石証書の使用によって環境価値を有するエネルギー料金メニューの提供、太陽光発電設備のリース等の非化石エネルギーへの転換に資する機器導入の支援など

追加項目2関連:販売する電気の電源構成や非化石証書の使用状況に関する情報

以下に販売する電気の電源構成や非化石証書の使用状況に関する情報のイメージを提示する。

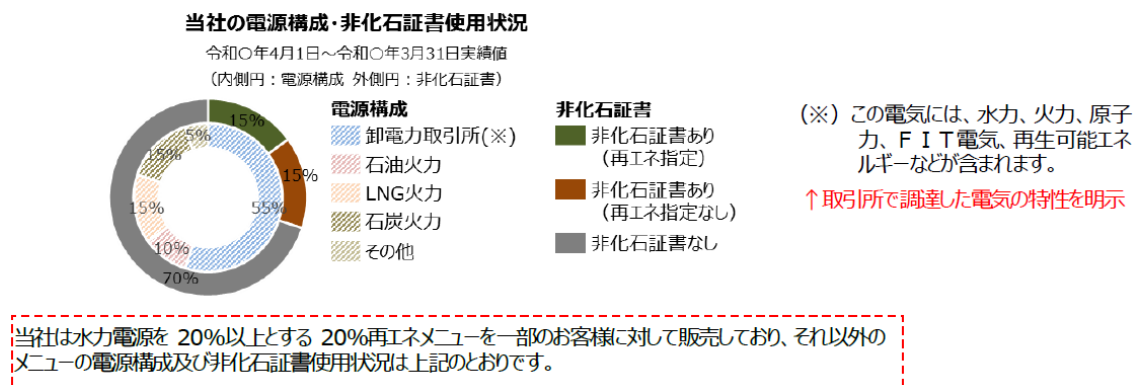


図 4 販売する電気の電源構成や非化石証書の使用状況に関する情報のイメージ
(出典:経済産業省「電力の小売営業に関する指針」)

④ 一般消費者に対する一般消費者が行う電気の需要の最適化に資する情報の提供

指針の第5項は、小売電気事業者に、可能な範囲内で、その供給する電気を使用する者の一定の時間ごとの電気の使用量の推移、電気の需要の最適化に関して一般消費者の行動変容を促す情報等、一般消費者が行う電気の需要の最適化に資する情報を提供するように努めることを規定している。

当該情報は、例えば、以下の情報が該当する。

追加項目3関連：時間ごとの電気使用量の推移に関する情報

追加項目4関連：電気の需要の最適化に資する料金メニュー(ディマンドリスポンス料金メニュー)や節電プログラムの提供、蓄電池等の電気の需要の最適化に資する機器導入の支援、電力需給の状況に関する情報など

以下に時間ごとの電気使用量の推移に関する情報のイメージを提示する。

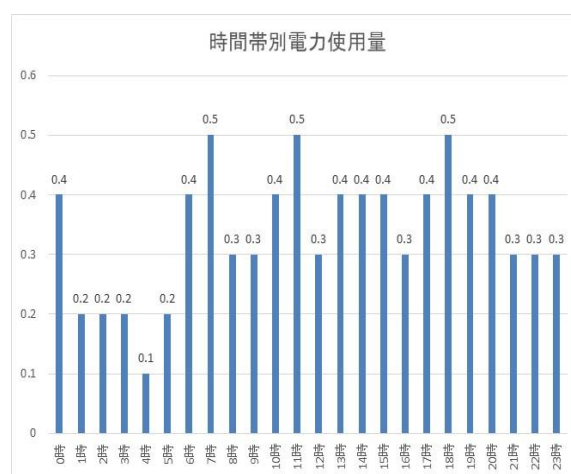


図 5 時間ごとの電気使用量の推移に関する情報のイメージ

1.2.2. 一般消費者に対する情報提供の状況の公表

全面自由化が行われたエネルギー小売市場においては、多様な製品・サービスが登場し、需要家のエネルギーの使い方は大きく変化していると考えられることから、自由化環境下においても需要家が適切に省エネを推進できる環境整備が必要であり、特に需要家と直接的に接点を有するエネルギー小売事業者が果たす役割は大きい。

これを踏まえ、指針の第6項では、新規参入事業者や中小規模事業者にとって過度な負担とならないよう配慮をしつつ、一定規模以上の事業者には情報提供の実施状況に係る公表努力義務を課している。

一定規模以上の事業者が省エネ情報の提供において新規参入事業者や中小規模事業者の模範となることで、一般消費者の省エネに資する情報提供がエネルギー市場全体で活性化していくことが望ましい。

① 対象事業者

以下を満たす事業者は、一般消費者に対する省エネ情報の提供の実施状況を公表するよう努めなければならない。

- ・電気事業法第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者であって、電気の小売供給契約の件数が 30 万件を超える事業者
- ・ガス事業法第二条第三項に規定するガス小売事業者であって、ガスの小売供給契約の件数が 30 万件を超える事業者
- ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第六条に規定する液化石油ガス販売事業者であって、液化石油ガスの販売契約の件数が 30 万件を超える事業者

一方で、図1のB事業者のように、エネルギー種別の小売契約件数が 30 万件以下の事業者は、省エネ情報提供の実施状況の公表に係る努力義務の対象範囲外となる。

なお、エネルギー種別の小売契約件数が 30 万件以下で公表努力義務の非対象事業者であっても、一般消費者に対する省エネ情報提供の実施状況を自主的に可能な範囲で公表していくことが望ましい。

また、今後においても、公表に係る努力義務の対象事業者の範囲については、実態を踏まえながら必要に応じた見直しの検討が行われる。

② 国への報告方法

①に記載した公表努力義務の対象事業者については、省エネ情報提供の実施状況に係る国への報告を可能な限り行うことが望ましい。また、公表努力義務の非対象事業者についても、自主的な報告を行うことが望ましい。

なお、特定事業者¹又は特定連鎖化事業者²については、省エネ法に基づく定期報告書において報告様式(詳細は次項を参照。)により国へ報告を行うこと、非特定事業者又は非特定連鎖化事業者については報告様式が存在しないため、「5.2 非特定事業者又は非特定連鎖化事業者による自主報告に使用する様式」を使用して自主的に国へ報告することが望ましい。

なお、上記の措置だけでは報告が行われず、国として取組状況が十分に把握できない場合には、補完的な措置として調査を実施することとする。

③ 公表すべき内容・方法

②の通り、一般消費者に対する情報提供の実施状況について、省エネ法における特定事業者又は特定連鎖化事業者が報告を行う場合には「5.1. 特定事業者又は特定連鎖化事業者が使用する報告様式」に示す様式を用いて行う。

一方、非特定事業者又は非特定連鎖化事業者が自主的に報告を行う場合には、「5.2 非特定事業者又は非特定連鎖化事業者による自主報告に使用する様式」に示す様式を使用し、報告を行う。報告内容や記入方法は、定期報告書における様式と同一である。

各様式の具体的な報告内容及び報告方法については、「4. 省エネコミュニケーション・ランキング制度」を参照のこと。

④ 定期報告書における報告内容の取り扱い

本項では、特定事業者又は特定連鎖化事業者であるエネルギー小売事業者によって、「一般消費者に対する省エネ情報の提供」の取組が報告された場合の取り扱いについて記載する。

省エネ法第百六十三条において、「事業者が自主的に行う技術の提供、助言、事業の連携、エネルギー消費性能等が優れている機械器具の導入の支援等による他の者のエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等の促進に寄与する取組を促進するよう適切な配慮をする」と規定されていることから、エネルギー小売事業者が「一般消費者に対する省エネ情報等の提供」の取組を報告した場合、事業者が他の者と共同でエネルギー使用の合理化を検討し実行することを指す「共同省エネルギー事業」の一類型として、省エネ評価の中で適切に勘案することとする。

¹ 工場等を設置し、原油換算で年度当たり 1,500kl 以上のエネルギーを使用している事業者。毎年度、エネルギー使用状況等を示す定期報告等が義務付けられている。

² 定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業を行っており、加盟店のエネルギーの使用の条件に関する事項が加盟店との約款等に含まれる事業者であって、その加盟店も含めて原油換算で年度当たり 1,500kl 以上のエネルギーを使用している事業者。毎年度、エネルギー使用状況等を示す定期報告等が義務付けられている。

工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準

Ⅱ エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置

・・・(前略)

また、事業者は、我が国全体のエネルギーの使用の合理化を図るために技術の提供、助言、事業の連携等により、他の者のエネルギーの使用の合理化の促進に寄与する取組を行うことについて検討すること。

なお、共同省エネルギーの要件は「他の者のエネルギーの使用の合理化の促進に寄与すること」及び「我が国全体のエネルギーの使用の合理化に資すること」に該当することである。

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律

第8章 雑則

(この法律の施行に当たつての配慮)

第百六十三条 経済産業大臣は、この法律の施行に当たつては、我が国全体のエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等を図るために事業者が自主的に行う技術の提供、助言、事業の連携、エネルギー消費性能等が優れている機械器具の導入の支援等による他の者のエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等の促進に寄与する取組を促進するよう適切な配慮をするものとする。

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則

(定期の報告)

第三十八条 特定事業者等は、前条に掲げる事項の報告に併せて、経済産業大臣が定めるところにより、我が国全体のエネルギーの使用の合理化を図るために当該特定事業者等が自主的に行う技術の提供、助言、事業の連携等による他の者のエネルギーの使用の合理化の促進に寄与する取組を報告することができる。

ただし、エネルギー消費原単位年平均1%以上低減が未達成であった場合の「一般消費者に対する省エネ情報の提供」の勘案・評価方法については、エネルギー種別やエネルギー市場における情報提供の実施状況を踏まえる必要があるため、今後の報告状況を踏まえて検討することとする。

1.3. 留意事項

一般消費者に対して情報提供を行う際には、下記の点に留意することが望ましい。

・一般消費者からの信頼の獲得

一般消費者は日々、大量の情報に接しており、省エネに関わる重要な情報を見過ごしてしまう可能性がある。そのため、省エネ情報が一般消費者に選択されるためには、情報提供の主体が一般消費者からの信頼を獲得していることが重要である。

・一般消費者の理解向上に向けた工夫

一般消費者への省エネ情報の提供の際には、ただ単に情報を提示するだけでなく、一般消費者の視点に立った情報の整理や、一般消費者のエネルギー情報等を分析した上で省エネ情報をフィードバックすることなど、一般消費者の理解を深めるための工夫が必要である。その際、世代間ギャップや情報格差によって理解の度合いが異なる場合もあることに留意する必要がある。

・情報提供を行う媒体

紙での情報提供から電子機器を活用した情報提供に移行することにより、一般消費者に対してより詳細な省エネ情報の提供が可能となる一方で、その移行によって省エネ情報の取得が困難になる一般消費者も存在する。そのような情報提供媒体の特性に留意した上で、特性に応じた省エネ情報の提供を行うこと、また、提供される省エネ情報は、分かりやすさと内容の充実等のバランスを意識したものにする必要があるである。

・長期的又は社会全体の利益に関する情報の提供

一般消費者に対して、短期的な利益だけではなく、長期的又は社会全体の利益についても考えてもらえるような情報提供が行われることが望ましい。例えば、電気における電源構成や発電効率等に関する情報提供のように、化石燃料や二酸化炭素の削減に資する情報提供は省エネの観点からも有効である。

・第三者による情報提供

比較サイト等の第三者の提供する情報が恣意性を持つなどして一般消費者を混乱させることがないように、省エネ情報の提供の中立性や客観性が担保されることを前提に、比較サイト等の一般消費者と直接的に接点を持つ第三者による省エネ情報の提供について、一般消費者の省エネを進める観点からはそれらの活用も重要である。

2. エネルギー小売事業者による省エネ製品・サービス

2.1. 背景

電力及びガス小売の全面自由化に伴い、エネルギー小売事業者が様々な製品・サービスの提供を始めており、今後さらに多様化が進むことが期待される。

省エネに効果がある製品・サービスの普及や市場の健全な発展には、エネルギー小売事業者が省エネに訴求した営業行為を適切に行い、一般消費者が省エネ製品・サービスを選択する際の参考となる情報(ベストプラクティスの事例等)を入手できる環境が整備されることが重要である。

2.2. 実施事項

一般消費者の省エネを促進していくため、以下について検討することが望ましい。

- ・一般消費者の省エネ行動に繋がる料金メニュー、製品・サービスの提供
- ・一般消費者のエネルギー情報の第三者への提供を通じた、新たな省エネ製品・サービスの提供
- ・提供する省エネ製品・サービスがもたらす省エネ効果の適切な算定、表示

2.3. 留意事項

エネルギー小売事業者が省エネ製品・サービスを検討・提供する際には、下記の点に留意することが求められる。

・料金メニューの充実

幅広い一般消費者の省エネ行動に繋がる料金メニューが検討されるべきである。その際、エネルギー使用量の多い一般消費者だけではなく、使用量が少ない一般消費者にとっても魅力的な料金メニューを充実させる必要がある。

・増エネを促しかねない表現の回避

電力・ガス自由化に伴い、「使い放題プラン(一定使用量まで定額)」や、エネルギー使用量の増加に比例して三段階に上昇する料金単価に加え、使用量に反比例するプラン、一定の料金単価を用いたプランが登場している。

エネルギー小売事業者の料金プラン設定は各社の創意工夫によるものであるが、当該プランの名称や紹介文等において、「使えば使うほどお得」などの消費者の増エネを促すような表現を使用することは省エネの観点から望ましいとは言えない。

以下に増エネを促しかねない表現の例を示す。

表 1 各社の料金プラン照会における表現の例

社名	プラン名称・説明文	内容
A社	使いたい放題プラン	使用量一定まで定額料金
B社	使うほど割安になるプラン	使用量が増加するほど 料金単価が低下
C社	使えば使うほどお得	従量料金が他社と 比較して低額
D社	たくさん使うほど電気代がお得	従量料金が他社と 比較して低額
E社	使えば使うほど安くなる	従量料金が他社と 比較して低額

(出典：2021 年度エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会 第1回検討会資料)

2021 年度の検討会において、料金比較サイト内での当該表現の使用状況について調査を実施したところ、「使用量が一定まで定額であるプラン」においてプラン名称に増エネ表現を使用している例が存在し、また、「従量料金が他社と比べ低額である料金プラン」及び「使用量が増加するほど割引率が高くなる従量制プラン」において説明文に増エネを促しかねない表現を使用しているものがあつた。

プラン名称に、下表に示されるような増エネを促しかねない表現が含まれる場合には、プランの説明文においてプラン名称の意図が消費者に適切に伝わるよう、詳細を記載することが望ましい。また、プラン説明文におけるこれらの表現については、下表に示すような代替表現を参照し、一般消費者へ誤解を与えることのない分かりやすい記載とすることが望ましい。

表 2 プラン名称・プラン説明文において使用されている増エネ表現の例と代替表現の例

増エネ表現	プラン名称・プラン説明の事例	プランの特徴	代替表現の例
プラン名称に関するもの	- 使いたい放題プラン - 充電し放題プラン	使用量が一定まで定額	➤ 名称については制限しないが、左記に示す増エネ表現を含む名称を使用する場合は、プラン説明において、<u>プラン名称の意図が消費者に適切に伝わるよう、詳細を記載すること。</u>
プラン説明に関するもの	- 使えば使うほど電力料金が安くなる - 電気をたくさん使うほどおトク - 電気をたくさん	- 使用量が増加するほど割引率が高くなる従量制 - 基本料金・	- 使えば使うほど<u>電力量料金単価が安くなる</u>のでお得 - 使用量に応じて<u>電力料金の割引率が大きくなる(最大●%割引)</u>ので、電気をたくさん使う家庭は節約を実感

増エネ表現	プラン名称・プラン 説明の事例	プランの特徴	代替表現の例
	使えば使うほど、 節約を実感	従量料金が 他社と比べ 低額	電気を使えば使うほど<u>割引金額が大きくなる</u>ので、たくさん使う家庭におすすめ

・一般消費者に省エネ行動を促す省エネ製品・サービスの充実

一般消費者のエネルギー情報を活用した省エネサービスのよう、創意工夫により一般消費者に省エネ行動を促す省エネ製品・サービスの充実を図ることを検討すべきである。

2021 年度に試行的に運用し、2022 年度より本格運用を開始した省エネコミュニケーション・ランキング制度(「4. 省エネコミュニケーション・ランキング制度」にて詳述)における事業者の報告内容の中から、検討会事務局にて下記の観点でベストプラクティスを選定した。

表 3 ベストプラクティスの選定における観点

観点	内容
波及性	事業者規模が大きく影響せず、多くの事業者が取り組めるものか
先進性	今までにない取組であるか(同様の取組を実施している事業者がいないか)
省エネ性	取組により、消費者の省エネ行動が誘発されるか(消費者ニーズに合致しているか、取組の実施による省エネ結果が公表されているか、等)

選定されたベストプラクティスの概要は、本ガイドラインの別紙として作成している「(別紙)ベストプラクティス集」を参照のこと。

・情報セキュリティ及び個人情報への配慮

一般消費者のエネルギー情報を第三者に提供する場合には、情報セキュリティ及び個人情報に関する課題に留意する必要がある。

なお、国は、エネルギー小売事業者による省エネ製品・サービスの提供状況について継続的に情報収集を行い、その結果を元に今後省エネ製品・サービスのあり方や望ましい取組等に関する情報を適宜、本ガイドラインに追加していくこととしている。

今後、エネルギー小売事業者が省エネ製品・サービスを検討・提供する際には、それらの情報を参考とすることが望ましい。

3. 電気の需要の最適化の取組に資する措置

3.1. 背景

省エネ法では、電気事業者(小売電気事業者、一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者のうち省令で定める要件に該当する者を除く)に対し、消費者の電気の需要の最適化の取組に資する措置の実施に関して、計画の作成及び公表の義務を規定している。

小売電気事業者は、電気の需要の最適化に資する取組を促すための電気の料金その他の供給条件の整備に関して、計画の作成及び公表を行わなければならない。

なお、小売電気事業者のうち前事業年度におけるその供給する電気が 5 億キロワット時未満の事業者については、計画の作成及び公表の義務の対象外であるが、当該事業者においても、電気の需要の最適化に資する取組を促すための電気の料金その他の供給条件の整備に関して、計画の作成及び公表を行うことが望ましい。

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律

(計画の作成及び公表)

第百五十九条 電気事業者(電気事業法第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者、同項第九号に規定する一般送配電事業者、同項第十一号の三に規定する配電事業者及び同項第十三号に規定する特定送配電事業者をいい、経済産業省令で定める要件に該当する者を除く。次項において同じ。)は、基本方針の定めるところに留意して、次に掲げる措置その他の電気を使用する者による電気の需要の最適化に資する取組の効果的かつ効率的な実施に資するための措置の実施に関する計画を作成しなければならない。

- 一 その供給する電気を使用する者による電気の需要の最適化に資する取組を促すための電気の料金その他の供給条件の整備
- 二 その供給する電気を使用する者の一定の時間ごとの電気の使用量の推移その他の電気の需要の最適化に資する取組を行う上で有効な情報であつて経済産業省令で定めるものの取得及び当該電気を使用する者(当該電気を使用する者が指定する者を含む。)に対するその提供を可能とする機能を有する機器の整備
- 三 前号に掲げるもののほか、その供給する電気の需給の実績及び予測に関する情報を提供するための環境の整備

- 2 電気事業者は、前項の規定により計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則

(計画の作成及び公表)

第九十九条 法第百五十九条第一項で定める要件は、小売電気事業者のうち前事業年度におけるその供給する電気が五億キロワット時未満の者であることとする。

3.2. 実施事項

ダイナミックプライシング等の電気料金メニューは電気の需要の最適化に一定の効果をもたらす可能性があると考えられ、その普及拡大が重要である。

前述の通り、小売電気事業者は、電気の需要の最適化に資する取組を促すための電気の料金その他の供給条件の整備について、計画の作成及び公表を義務づけられており、以下の事例を参考に、電気料金メニューやディマンドリスponsによるポイント付与等のその他サービス等の提供について検討することが望ましい。

表 4 一般消費者の電気の需要の最適化に資する取組を促すための小売電気事業者の取組事例（資源エネルギー庁調査結果）

電気料金メニューの提供	- 指定した日時の電気料金の割引契約の提供（上げ DR の促進） - ディマンドリスponsプログラムへの参加の実績に応じて電気料金を割り引くメニューの提供 - 卸電力市場連動型の電気料金メニュー（ダイナミックプライシング）の提供
その他のサービス	- 対象日時における節電及び需要の創出量に応じたショッピングポイントの付与 - スポット市場価格の上昇に応じて、需要家にディマンドリスponsを依頼し、成果報酬を支払い - 電力需給逼迫時の需要抑制に対し、報酬を支払い

4. 省エネコミュニケーション・ランキング制度

4.1. 背景・目的

検討会では、指針の見直し及びガイドラインの整備を通じて、エネルギー小売事業者による一般消費者に対する省エネ情報の提供を促してきたが、より一層の取り組みを求めていくため、2020年度からエネルギー小売事業者による省エネに関する一般消費者向けの情報提供やサービスの充実度を評価・公表する「省エネコミュニケーション・ランキング制度（以下「本制度」という。）」の導入の検討を行ってきた。

本制度は、各事業者の評価結果を一般消費者が電力・ガス会社を選択する際の参考情報として活用し、提供された省エネ情報を元により一層の省エネに取り組むこと、また、エネルギー小売事業者による更なる情報提供を促すことを目的とするものであり、2021年度に試行的に導入され、2022年度から本格的に運用を開始した。

4.2. 制度の運営方法

本制度は、「エネルギー小売事業者の省エネ情報提供取組に関する評価委員会（以下「委員会」という。）」が運営を担い、評価項目の検討・見直し、報告様式の作成・送付・回収、採点、結果公表等を行う。委員会は、原則、非公開で開催し、主な議論の内容は検討会に報告を行う。

状況に応じて前後する可能性があるが、本制度の運用に関する年間スケジュールは以下のとおりとする。

7月末：特定事業者又は特定連鎖化事業者は省エネ法に基づく定期報告書の様式「共同省エネルギー事業の報告」を国に提出。

非特定事業者又は非特定連鎖化事業者については定期報告書の報告義務がないため、別途作成している様式を使用して国に提出。

夏 頃：委員会事務局において様式を確認・集計。

秋 頃：委員会を開催し、各事業者の評価結果を審議・確定。

資源エネルギー庁のホームページに評価結果を公表。

対象事業者へ個別に評価結果をフィードバック。

冬 頃：必要に応じて、検討会を開催し、次年度の本制度の運用や当該年度の評価結果を踏まえて指針・ガイドラインの見直しに関する議論を実施。

年度末：必要に応じて、指針・ガイドラインの改正を実施。

表 5 制度の運用スケジュール（イメージ）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
事務局					←調査票の採点→			結果の公表、個社 フィードバック▲			←指針・ガイドライン 改正→	
検討会									次年度の制度運用、 指針・ガイドラインの 見直し等の議論			
委員会						←採点結果の確認→						
エネルギー 小売事業者	←報告様式への記入→				資源エネルギー庁へ 様式提出▲							

4.3. 評価方法

本制度の評価項目及び配点は下表に示すとおりとし、電力・都市ガス・LP ガスの小売事業者による省エネに関する情報・サービス提供の充実度を「提供内容」と「提供方法」の観点から評価する。

2022 年の省エネ法の改正に伴い指針が改訂されたことを踏まえ、2023 年度より情報提供の内容に関する加点部分において、追加項目 1.として「非化石エネルギーへの転換に資する情報の提供」が追加された。また、同じく情報提供内容の加点部分において、追加項目 4.として現行の「電力需給状況に応じたエネルギー消費（ディマンドリスポンス等）を促す情報」を「一般消費者が行う電気の需要の最適化に資する情報」に変更した。

この追加項目 1.及び追加項目 4.については、小売電気事業者のみの評価項目とした。なお、追加項目 1.については、都市ガス及びLP ガス小売事業者についても、一般消費者に対する非化石エネルギーへの転換の取組として、水素等へのエネルギーの転換等が考えられるが、現在、非化石エネルギーに該当する料金メニューを提供している事業者はおらず、非化石エネルギーへの転換の行動変容を促すことは困難な状況である。このため、都市ガス及びLP ガス小売事業者については、追加項目 1.を「対象外」とし、技術開発動向等を踏まえて、今後検討することとする。

また、上記以外の評価項目についても、今後の事業者による情報提供の実施状況を踏まえ、評価項目の追加や現行の加点項目の基礎点項目への移行といった見直しを適宜行うこととする。

表 6 小売電気事業者の評価項目及び配点

合計：145点満点

提供方法 提供内容		基礎点 (指針で規定)		加点			
		提供有無	指針3. 集約性	追加項目1. 省エネ意識の高まるタイミングでのプッシュ型の情報提供	追加項目2. 顧客属性を基にした情報提供方法の工夫	追加項目3. 追加する情報の閲覧率を高める工夫	追加項目5.その他提供方法に関する創意工夫 ※以下のいずれかを実施 1. 多様な情報発信ツールの活用 2. 情報の見せ方の工夫 3. 顧客ニーズの集計・反映 4. 経済的インセンティブ付与 5. その他
基礎点 (指針で規定)	指針1.(1)毎月の消費量の 前年同月値	基礎点【90点】 ○提供の有無： 15点×5項目＝75点 ○集約性： 3点×集約数＝15点					
	指針1.(2)過去一年間の月別 消費量及び料金						
	指針1.(3)機器の使用方法的工夫 による削減量及び削減額						
	指針1.(4)省エネ設備の性能と 助成制度						
	指針2. 類似世帯比較						
加点	追加項目1. 非化石エネルギーへの転換に資する情報	加点【20点】 ○提供の有無： 4点×4項目＝16点 ○集約性： 1点×4項目＝4点		加点【10点】 ○実施の有無： 5点×2項目＝10点 ※各内容ごとに1つでも 実施していれば5点	加点【15点】 ○工夫の有無： 10点 ○閲覧率の 測定：5点	加点【5点】 ○実施の有無：5点	
	追加項目2. 供給する電気の電源構成に関する情報						
	追加項目3. 時間帯にきめ細かに エネルギー消費量を可視化した情報						
	追加項目4. 一般消費者が行う電気の需要の最適化に資する情報						
	指針1.(5) その他、エネルギーの使用の合理化に関して一般消費者の行動変容を促す情報等、エネルギー供給事業者の創意により実施する一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報の提供 ※以下のいずれかを実施 1. エネルギー料金・使用量の予測サービス 2. 省エネ・環境に関する教育機会の提供や、イベントの開催 3. CO2排出量の見える化 4. 家庭ごとの省エネの目標の設定 5. その他						

表 7 都市ガス小売事業者及び LP ガス小売事業者の評価項目及び配点

合計：130点満点

提供方法 提供内容		基礎点 (指針で規定)		加点			
		提供有無	指針3. 集約性	追加項目1. 省エネ意識の高まるタイミングでのプッシュ型の情報提供	追加項目2. 顧客属性を基にした情報提供方法の工夫	追加項目3. 追加提供する情報の閲覧率を高める工夫 追加項目4. 提供する情報の閲覧率の測定	追加項目5.その他提供方法に関する創意工夫 ※以下のいずれかを実施 1. 多様な情報発信ツールの活用 2. 情報の見せ方の工夫 3. 顧客ニーズの集計・反映 4. 経済的インセンティブ付与 5. その他
基礎点 (指針で規定)	指針1.(1)毎月の消費量の 前年同月値	基礎点【90点】 ○提供の有無： 15点×5項目 ＝75点 ○集約性： 3点×集約数 ＝15点		加点【10点】 ○実施の有無： 5点×2項目＝10点 ※各内容ごとに1つでも 実施しては5点			加点【15点】 ○工夫の有無： 10点 ○閲覧率の 測定：5点
	指針1.(2)過去一年間の月別 消費量及び料金						
	指針1.(3)機器の使用方法的工夫 による削減量及び削減額						
	指針1.(4)省エネ設備の性能と 助成制度						
	指針2. 類似世帯比較						
加点	追加項目1. 非化石エネルギーに資する情報	加点【5点】 ○提供の有無： 4点×1項目＝4点 ○集約性： 1点×1項目＝1点		加点【5点】 ○実施の有無：5点			
	追加項目2. 供給する電気・ガス・熱供給に関する情報						
	追加項目3. 時間帯にきめ細かに エネルギー消費量を可視化した情報						
	追加項目4. 一般消費者に必要の最適化に資する情報						
	指針1.(5) その他、エネルギーの使用の合理化に關して一般消費者の行動変容を促す情報等、エネルギー供給事業者の創意により実施する一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報の提供 ※以下のいずれかを実施 1. エネルギー料金・使用量の予測サービス 2. 省エネ・環境に関する教育機会の提供や、イベントの開催 3. CO2排出量の見える化 4. 家庭ごとの省エネの目標の設定 5. その他	加点【5点】 ○提供の有無：5点					

評価は、獲得した点数に応じて星（★）の数を用いて 5 段階で行うこととし、得点率に基づく各ランクの水準は下表に示すとおりとする。

小売電気事業者の評価においては、2023 年度より情報提供の内容に関する加点項目が追加されたことなどから、満点が 145 点（基礎点：90 点、加点：55 点）へ変更となっている。

また、2024 年度より ★5 獲得事業者に継続的な取組を促すインセンティブ付与方法として、満点を獲得した事業者については満点獲得を明示した上で公表する方針とした。

表 8 各評価ランクの水準

配点	ランクの水準
■小売電気事業者（満点：145 点） 基礎点：90 点 加点：55 点	ランク外：10%未満
	★：10%以上 30%未満
	★★：30%以上 50%未満
■都市ガス・LP ガス小売事業者（満点：130 点） 基礎点：90 点 加点：40 点	★★★：50%以上 70%未満
	★★★★：70%以上 90%未満
	★★★★★：90%以上

4.4. 評価基準（採点方法）

本制度は、特定事業者又は特定連鎖化事業者が提出した省エネ法に基づく定期報告書の様式「共同省エネルギー事業の報告」への記入内容、非特定事業者又は非特定連鎖化事業者については別途作成している様式への記入内容に対して評価を行う。評価は情報の提供有無により判断することとし、エネルギー小売事業者が様式にて報告を行う際には、回答の根拠（情報提供を行っているウェブサイトのアドレス等）の提示を必須とする。閲覧に当たって会員登録等が必要となり、第三者が確認できないウェブサイト等がある場合には、当該情報について記載した資料を別添として提出することも可とする。

なお、様式への記入内容に対する評価の際には、閲覧に当たって会員登録等が必要となり、第三者が確認できないウェブサイト等についても別添資料が提出されていれば評価対象とするが、一般消費者がエネルギー小売事業者の情報提供の状況について把握するための重要な情報源となることから、会員登録等をしなくても閲覧可能な「デモサイト」を作成・提供することが望ましい。

本評価制度における加点部分の評価項目については、次ページに示す内容を参考に情報提供の実施有無を様式に記入すること。なお、下表に記載の内容は、各項目がエネルギー小売事業者に実施を求める取組の例であり、各事業者において継続的に情報提供の内容・方法を発展させていくことが望ましい。

また、2021 年度における本制度の試行運用の結果によると、全体の傾向として指針に定められた項目の情報提供状況を評価する基礎点部分に対応できていない事業者が相当程度

存在した。これを踏まえ、基礎点部分の情報提供の着実な実施を求めていくため、加点部分の「その他創意工夫」を採点する対象を「基礎点部分を 75 点以上獲得している事業者」に限定している。また、基礎点部分の評価項目の一部は、ウェブサイト等に第三者が提供する情報サイトを掲載することで該当する項目の情報提供とすることが可能である。基礎点部分の情報提供の着実な実施を促すため、別紙にて代表的な第三者サイトを示す。また、2021 年度に実施した情報提供状況調査において、加点部分の「その他創意工夫」の設問は自由記述方式としていた。2022 年度以降においては、2021 年度に実施した情報提供調査の「その他創意工夫」において複数事業者が取り組んでいると共通的に回答した取組を抽出し、それらの実施有無を回答する選択肢方式へ変更し、選択肢の一つとして設ける「その他」についてのみ自由記述にて取組内容を記入する方式とする。

また、2024 年度以前の基礎点部分の「情報の集約状況」に係る採点基準は、指針 1.及び指針 2.のうち事業者が提供している情報の全てが集約されている場合のみ得点できるものとなっていた。そのため、情報提供数が多いほど、集約による得点を獲得するのが難しくなっている。これは情報提供数の拡大に対するディスインセンティブにも繋がりがねないことから、2025 年度以降の運用では情報の集約数に応じて配点する方式を採ることとした。加えて、加点部分の「情報の集約状況」は、追加項目ごとに情報の集約を評価することとなっているが、割引キャンペーン等、本制度の趣旨に合わない情報との集約を報告する事業者も存在していた。そこで、加点部分の「情報の集約状況」に関しては本制度の趣旨に合う情報を集約していた場合のみ採点対象とすることとした。

表 9 本制度における加点部分の評価項目が求める情報提供の取組例

分類		評価項目	情報提供の取組例
加点	内容	追加項目 1 非化石エネルギーへの転換に資する情報 ※小売電気事業者のみ回答すること	再生可能エネルギーや非化石証書の使用によって環境価値を有するエネルギー料金メニューの提供、非化石エネルギーへの転換に資する機器導入の支援（リース等）など ※非化石エネルギーへの転換に資する機器導入の支援とは、エネルギー供給事業者が、自社のホームページ等でサービスを公表し、かつ、当該サービスを提供又は導入の促進をしている場合が対象。単に、太陽光発電設備等の非化石エネルギーの利用技術・機器の機能やリース等の方法に関する説明を情報提供するものは該当しない。 ※CO2 の削減量または排出量に関する情報提供は、本項目の評価対象外。当該情報は、「指針 1.(5) その他、エネルギーの使用の合理化に関して一般消費者の行動変容を促す情報等、エネルギー供給事業者の創意により実施する一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報の提供」において評価。
		追加項目 2 供給する電気の電源構成に関する情報 ※小売電気事業者のみ回答すること	前年度の販売電力量実績のエネルギー別内訳について、「電力の小売営業に関する指針」に基づき情報を提供。
		追加項目 3 時間ごとにきめ細かにエネルギー消費量を可視化した情報	スマートメータ設置世帯に対し、時間ごと（30 分、1 時間等）の電気使用量の情報を提供。 ※都市ガス、LP ガスについては、上記のみならず、リモコン等の機器を使用して家庭全体でなく、給湯用途等に限定した情報提供についても評価対象とする。
		追加項目 4 一般消費者が行う電気の需要の最適化に資する情報	電気の需要の最適化に資する料金（デマンドリスポンス）メニューや節電プログラムに関する情報、蓄電池等の電気の需要の最適化に資

分類		評価項目		情報提供の取組例
		※小売電気事業者のみ回答すること		する機器導入の支援(リース)など、電力需給の状況に関する情報を提供 ※電気の需要の最適化に資する機器導入の支援とは、小売電気事業者が、自社のホームページ等でサービスを公表し、かつ、当該サービスを提供又は導入の促進をしている場合が対象。単に、蓄電池等の電気の需要の最適化に資する技術・機器の機能やリース等の方法に関する説明を情報提供するものは該当しない。
		指針 1.(5) 提供内容に関する その他の創意工夫 による情報提供	エネルギー料金・使用量の予測サービス	毎月のエネルギー使用量・料金から翌月の予測を行う機能等を提供。
			環境教育・イベント	環境イベントへの出展やエネルギー教育の支援、省エネに関する小学校への出張授業等を実施。
			CO2 排出量の可視化	電気や都市ガス・LP ガス等の使用量実績の情報をもとに、家庭でのCO2 排出量や削減量を可視化するコンテンツや環境家計簿等を提供。
			目標設定	目標値を設定し、達成度合いを日々確認しながらエネルギー料金やエネルギー消費量の削減に挑戦できるコンテンツ等を提供。
方法		追加項目 1 省エネ意識の高まるタイミングでのプッシュ型の情報提供		請求書を受領してエネルギーの使い過ぎを認識した時や季節の変わり目・引越し時等、一般消費者の省エネ意識が高まるタイミングに事業者側が主体的に情報を提供。
		追加項目 2 顧客属性を基にした情報提供方法の工夫		世帯人数や所有機器の情報等、個人に関する情報を活用し、省エネに向けたヒントや機器の買い替えを促す情報を提供。
		追加項目 3 提供する情報の閲覧率を高める工夫		定期的にエネルギー使用量・料金等の情報をメールで送信、メール送信時にマイページの閲覧を誘導する等の取組を実施。
		追加項目 4		「省エネ情報を提供している会員制サイトの月間ユニークログイン者

分類		評価項目	情報提供の取組例
		提供する情報の閲覧率の測定	数／全電灯契約者数（電気）又は家庭向け小売契約件数（都市ガス・LPGガス）」を算定。 ※上記指標での計測が困難な場合は、可能な限り全体の情報提供の状況を表す指標の使用も可能。 ※指標及び算定結果についても報告様式に記載すること。
		追加項目 5 その他提供方法に関する創意工夫	多様な情報発信ツールの活用
			情報の見せ方の工夫
			顧客ニーズの集計・反映
			経済的インセンティブ付与

4.5. 報告様式

特定事業者又は特定連鎖化事業者が作成・提出する省エネ法に基づく定期報告書の様式「共同省エネルギー事業の報告」の「(2) 一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者が講ずべき措置に関する指針に基づく情報提供の状況」は4表で構成されており、努力義務の対象事業者条件を満たす事業は情報提供の実施状況に関する国への報告を可能な限り行うことが望ましい。

第1表：エネルギーの供給の事業を行う者の情報（対象事業、契約件数等）

第2表：指針第1項、第2項及び第3項に規定する内容（使用料の前年同月値、過去一年間の月別使用料及び使用料金等）

第3表：指針第4項、第5項及び加点項目に関連する情報提供の内容

第4表：加点項目に関連する情報提供の方法

また、非特定事業者又は非特定連鎖化事業者向けに別途作成している様式についても同様に4表で構成されている。なお、これらの内容を補完するために、事業者のホームページのURL等を記載することとする。

4.6. 評価結果の事業者への通知

調査に回答した各エネルギー小売事業者への評価結果の通知は、委員会事務局より電子メールにて行い、評価結果（★の数）、得点、得点率、内訳（基礎点、加点）、項目別の加点状況を個別に通知する。

4.7. 評価結果の公表

4.7.1 公表の対象

本制度による各事業者の評価結果は資源エネルギー庁ホームページで公表する。電気の小売供給契約の件数が30万件を超える事業者、ガスの小売供給契約の件数が30万件を超える事業者、液化石油ガスの販売契約の件数が30万件を超える事業者の評価結果を資源エネルギー庁のホームページで公表する。一方で、契約件数が30万件以下の事業者は、報告様式において公表に関する意向を確認し、公開可能と回答した事業者に限って評価結果を資源エネルギー庁のホームページにて公表することとする。なお、報告様式への記入内容を元に電気の小売供給契約の件数が30万件を超える事業者、ガスの小売供給契約の件数が30万件を超える事業者、液化石油ガスの販売契約の件数が30万件を超える事業者の一覧もあわせて資源エネルギー庁のホームページにて公表することとする。

また、エネルギー料金の比較サイト等においても各事業者の取組水準が分かるよう、評価結果を示すロゴ等を表示するなどして、一般消費者がエネルギー小売事業者を選択する際の参考情報として活用されるよう促していく。

4.7.2 本制度のロゴ

① デザイン

本制度のロゴのデザインは下記のとおりとする。

なお、資源エネルギー庁のホームページにおいて評価結果が公表されている事業者のみ、本ロゴを自社ホームページ等で使用可能とする。

ちなみに、ロゴの使用方法に関する詳細情報は「省エネコミュニケーション・ランキング制度 ロゴ使用ガイドライン」を参照のこと。



図 6 省エネコミュニケーション・ランキング制度のロゴ（カラー版）

② 表示場所

資源エネルギー庁のホームページや料金比較サイトのホームページに表示することとし、加えて、各エネルギー小売事業者のホームページや紙媒体（チラシ、サステナビリティレポート等）でも表示可能とする。

③ 表示方法

ロゴを表示する場合には、ロゴの周辺に評価年度（和暦、西暦いずれでも可）及びエネルギー種別（電気、都市ガス、LP ガス）をあわせて記載するものとする。

表示イメージは以下のとおり。

（例1）

- 省エネコミュニケーションランキング制度における当社の評価（2022年度、電気）



（例2）



※上記は、省エネコミュニケーションランキング制度における当社への評価を示すものです。（令和5年度、都市ガス）

図 7 ロゴの表示イメージ

また、ロゴに対する一般消費者の理解、適切な情報の活用を促すため、ロゴを表示するホームページ内、紙媒体の場合には巻末等に省エネコミュニケーション・ランキング制度の概要に関する説明を記載するか又は制度概要を掲載している資源エネルギー庁ホームページの URL を付記することが望ましい。

(例1)



このラベルは、資源エネルギー庁が実施する「省エネコミュニケーションランキング制度」における評価結果を示すものです。

同制度は、エネルギー小売事業者による省エネ情報・サービスの提供状況を評価し、評価結果を5段階（★の数）で表示しています。

(例2)



このラベルは、資源エネルギー庁が実施する「省エネコミュニケーションランキング制度」における評価結果を示すものです。

同制度の詳細は、資源エネルギー庁のホームページをご参照ください。

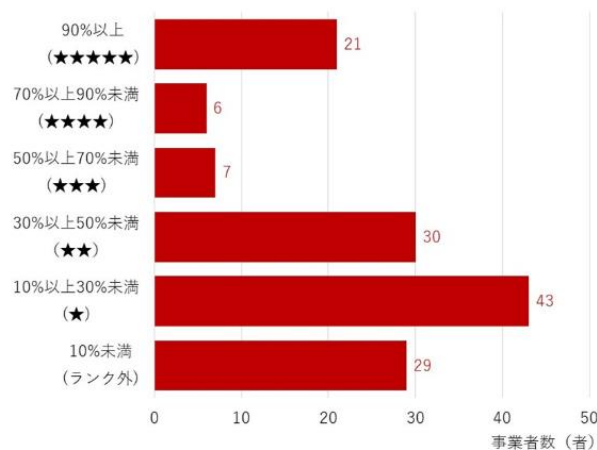
・資源エネルギー庁 ホームページ
<https://www.enecho.meti.go.jp/XXX/YYYY/>

図 8 ロゴを表示するホームページ又は紙媒体における制度概要の記載イメージ

4.7.3 公表内容

ランクごとの各事業者の評価結果とともに、ランクごとの事業者数の分布及び平均得点率（合計、基礎点、加点）に関する情報も資源エネルギー庁のホームページで公表する。

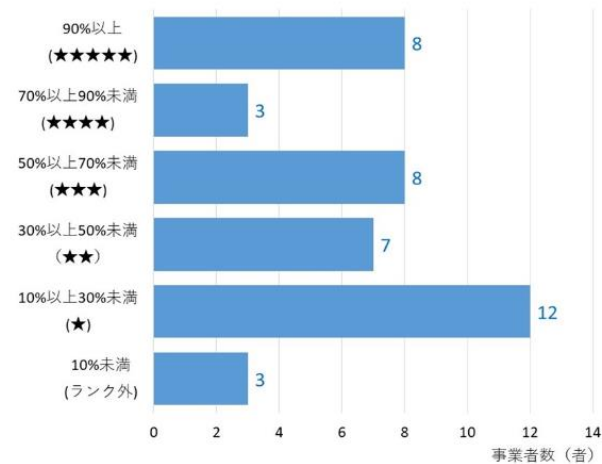
小売電気事業者 136者



各ランクの平均得点率

	合計	基礎点	加点
90%以上 (★★★★★)	99%	100%	97%
70%以上90%未満 (★★★★)	81%	83%	78%
50%以上70%未満 (★★★)	57%	62%	47%
30%以上50%未満 (★★)	39%	45%	28%
10%以上30%未満 (★)	23%	29%	10%
10%未満 (ランク外)	1%	0%	1%

都市ガス小売事業者 41者



各ランクの平均得点率

	合計	基礎点	加点
90%以上 (★★★★★)	97%	100%	90%
70%以上90%未満 (★★★★)	77%	83%	62%
50%以上70%未満 (★★★)	57%	71%	25%
30%以上50%未満 (★★)	41%	57%	4%
10%以上30%未満 (★)	17%	24%	2%
10%未満 (ランク外)	0%	0%	0%

LPガス小売事業者 6者



各ランクの平均得点率

	合計	基礎点	加点
90%以上 (★★★★★)	-	-	-
70%以上90%未満 (★★★★)	-	-	-
50%以上70%未満 (★★★)	54%	67%	25%
30%以上50%未満 (★★)	40%	58%	0%
10%以上30%未満 (★)	23%	33%	0%
10%未満 (ランク外)	0%	0%	0%

図 9 資源エネルギー庁ホームページでの公表イメージ

評価結果は、資源エネルギー庁のホームページでの公表や料金比較サイトによる利活用とともに、各事業者による自社ホームページでの公表も想定されるが、公表可能な情報は獲得ランクに関する情報のみとし、各事業者に対して個別に通知する評価結果の詳細情報（得点、得点率、内訳（基礎点、加点））については、公表不可とする。

5. 様式

5.1. 特定事業者又は特定連鎖化事業者が使用する報告様式

一般消費者に対する情報提供の実施状況に係る定期報告書による国への報告は、別紙2に示す様式「共同省エネルギー事業の報告」を用いて行う。

5.2. 非特定事業者又は非特定連鎖化事業者による自主報告に使用する様式

一般消費者に対する情報提供の実施状況について、非特定事業者又は非特定連鎖化事業者が自主的に報告を行う場合は、別紙3に示す様式を使用する。